

都南の園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 50 号

都南の園設置条例の一部を改正する条例

都南の園設置条例（昭和 51 年岩手県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）<u>第29条に規定する身体障害者更生施設及び同法第32条に規定する補装具製作施設から成る総合的な施設として都南の園を盛岡市に設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設から成る総合的な施設として都南の園を盛岡市に設置する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。